

○大田区福祉のまちづくり整備要綱

平成2年9月14日

都発第106号

改正 平成5年6月21日都計発第41号

平成8年4月1日都計発第1号の2

平成11年3月1日都計発第260号

平成14年3月18日都計発第198号

平成18年2月9日ま都発第137号

平成24年3月30日23まま発第11250号

平成26年3月20日25まま発第11777号

平成28年12月26日28ま計発第11731号

令和3年3月11日2ま計発第12010号

令和5年3月20日4ま審発第13105号

福祉のまちづくりの理念

人は誰でも子どものときがあり、成長し、老いる。また、誰もが病気や事故などでも障害を持つ可能性がある。私たちは、このことを十分自覚して、まちをつくらなければならない。

障害のある人が基本的な権利として、自由に移動、活動できるまち。

高齢の人がいきいきと活躍できるまち。

子どもが元気に遊べるまち。

親がゆとりを持って子育てできるまち。

外国の人が親しめるまち。

障害のある人も、障害のない人も、高齢の人も、若い人も、子どもも、大人も、外国の人も、だれでもが安全で快適に暮し、活動できるまち。

大田区は、こうした「福祉のまち」を築くことをまちづくりの目標とし、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針を踏まえ、区民、事業者、地域の団体等の相互の理解と協力により実現する。

(目的)

第1条 この要綱は、高齢の人、障害のある人等を含む全ての人が区内の公共的な建築物、共同住宅等を安全かつ快適に利用しやすいものとするため、その整備の基準等を定めるとともに、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）（以下「条例」という。）を補完して対象施設を所有する者又は管理する者（以下「建築物所有者等」という。）の理解と協力を得た上で、建築物について必要な整備を進めることにより、福祉のまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 高齢の人、障害のある人等 高齢のため日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける人、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者その他これらの人に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいう。

(2) 対象施設 第3条各号に掲げる施設をいう。

(3) 公共的な建築物 対象施設の中で共同住宅等以外の用途に供するものをいう。

(4) 特定整備主 対象施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をしようとする者をいう。

(5) 整備基準 高齢の人、障害のある人等を含む全ての人が建築物を円滑に利用できるよう、区長が対象施設の構造、設備等について整備箇所ごとに定めた建築物所有者等の判断の基準となる事項をいう。

(6) 視覚障害者誘導用ブロック等 視覚障害者に対して、前方の危険性若しくは歩行方向及び歩行方向の変更の必要性を予告するための線状又は点状のブロック等の総称をいう。

(7) 線状ブロック等 視覚障害者誘導用ブロック等のうち視覚障害者に対して、安全な歩行方向を案内することを目的とした移動方向を指示するための線状突起のあるブロック等をいう。

(8) 点状ブロック等 視覚障害者誘導用ブロック等のうち視覚障害者に対して、前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした注意を喚起する位置を示すための点状突起のあるブロック等をいう。

(9) バリアフリー化 高齢の人、障害のある人等の行動に対する障害を除去することにより、高齢の人、障害のある人等が建築物を円滑に利用できる状態にすることをいう。

(10) ユニバーサルデザイン化 様々な利用者に対して共通した設計、設備等を用いることにより、できるだけ多くの人々が建築物又は建築物の部分を円滑に利用できる状態にすることをいう。

(11) 整備基準適合証 区長が、対象施設について、整備基準に適合されていることを証明するために、特定整備主に対して交付する書面をいう。

(12) アクセシブル認定証 区長が、対象施設について、相当程度のバリアフリー化がなされたことを証明するために、特定整備主に対して交付する書面をいう。

(対象施設)

第3条 この要綱は、次の各号に掲げる用途に供する

建築物に適用する。

- (1) 共同住宅等 共同住宅、寄宿舎又は下宿その他これらに類する施設で、20戸以上のもの。ただし、寄宿舎又は下宿その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²以上のものを除く。
- (2) 興行施設 劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上1,000m²未満のもの
- (3) 集会施設 集会場（冠婚葬祭施設を含み、全ての集会室の床面積が200m²以下のもの）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上1,000m²未満のもの
- (4) 展示施設等 展示場その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が500m²以上1,000m²未満のもの
- (5) 物品販売業を営む店舗 卸売市場で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上2,000m²未満のもの
- (6) 宿泊施設 ホテル又は旅館その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が500m²以上1,000m²未満のもの
- (7) 事務所 事務所（他の施設に附属するものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上2,000m²未満のもの
- (8) 運動施設又は遊技場等 体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上1,000m²未満のもの
- (9) 公衆浴場 公衆浴場で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上1,000m²未満のもの
- (10) 飲食店等 料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上1,000m²未満のもの
- (11) 工業施設 工場その他これらに類する施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上2,000m²未満のもの
- (12) 自動車関連施設 自動車の停留又は駐車のための施設で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²以上500m²未満のもの
- (13) 公共用歩廊 公共用歩廊で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²以上2,000m²未満のもの

(整備基準等)

第4条 対象施設の整備基準は、公共的な建築物につ

いては別表第1のとおりとし、共同住宅等については別表第2又は別表第2の2のとおりとする。

- 2 対象施設の整備項目は、大田区福祉のまちづくり整備要綱の対象施設及び整備項目一覧表は別表第3のとおりとする。
- 3 第1項の整備基準にかかわらず、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢の人、障害のある人等が円滑に利用できることと区長が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準に適合させることが困難であると区長が認める場合は、補助手段の採用その他の代替措置を講ずることができるものとする。
- 4 第3条に規定する対象施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に定める特別特定建築物その他これらに類する施設でない施設においては、別表第1中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(整備の推進)

第5条 特定整備主は、対象施設を新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して対象施設にする場合に限る。）（以下「建築等」という。）をしようとする場合には、整備基準に適合するよう努めなければならない。

2 区は、自ら設置する対象施設を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

(届出)

第6条 特定整備主は、対象施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ区長に届出をしなければならない。ただし、区長が特に認めた整備内容については、この限りでない。

2 前項の届出は、建築確認申請等を必要とするものは建築確認申請等をする日の30日前までに、建築確認申請等を必要としないものについては工事に着工する日の30日前までに行うものとする。

3 第1項の届出の内容を変更する場合は、変更内容について事前に区長に届出をしなければならない。ただし、整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日の変更については、この限りでない。

4 区長は、変更内容のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化に与える影響の程度により届出内容の変更について届出又は報告を求めることができる。

5 第1項及び第3項の規定による届出をした特定整

備主は、住所等（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名等）に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るものとする。

6 第1項及び第3項の規定による届出をした特定整備主は、工事の計画、建築物又は土地の所有権等を第三者に譲渡するときは、当該第三者が届出の内容を遵守するよう引き継ぐとともに、速やかにその旨を届け出るものとする。

7 第1項及び第3項の規定による届出をした特定整備主は、当該届出の計画を中止したときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

（届出書類等）

第7条 特定整備主が前条第1項の規定による届出を行う場合は、工事計画（変更）届（別記第1号様式）に次の図面を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 対象施設整備項目表（別記第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式）
- (2) 付近見取図（方位、道路、目標となる建築物等を明示したもの）
- (3) 配置図（200分の1以上の縮尺で方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出対象となる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置、高低及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路等を明示したもの）
- (4) 平面図（200分の1以上の縮尺で方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置、高低及び寸法並びに移動等円滑化経路等及び特定経路等、その経路の道路、敷地内の通路と道路との境界部分、敷地内の通路及び出入口における高低を明示したもの）
- (5) 二面以上の断面図（200分の1以上の縮尺で床の高さを明示したもの）
- (6) 区長が必要と認めた図書

2 特定整備主が前条第3項の規定による届出を行う場合は、工事計画（変更）届（別記第1号様式）に次の図面を添付して区長に提出するものとする。

- (1) 対象施設整備項目表（別記第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式）
- (2) 前項の届出した図面のうち変更に係る図面

3 前2項の届書及び図書の提出部数は、正本1部及び副本（正本の写し）1部とする。

4 特定整備主が前条第5項による届出を行う場合は、住所等変更届（別記第3号様式）を区長に提出するものとする。

5 特定整備主が前条第6項による届出を行う場合は、承継届（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

6 特定整備主が前条第7項による届出を行う場合は、取り下げ届（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

7 第4項から第6項までの届書の提出部数は、1部とする。

（指導及び助言）

第8条 区長は、特定整備主に対し、対象施設について必要があると認めるときは、整備基準を根拠として設計及び施工に関する事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（完了届の提出）

第9条 第6条第1項の規定による届出をした特定整備主は、対象施設の建築等の工事を完了したときは、完了の日から5日以内に完了届（別記第6号様式）を提出するものとする。

2 完了届には、完了後の整備状況を記載した対象施設整備項目表（別記第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式）、整備箇所を含む階の平面図及び区長が別に定める主な整備箇所の写真を添付するものとする。

（検査の実施）

第10条 区長は、前条の届出のあった対象施設の主な整備状況について、届出書類、完了届（別記第6号様式）に添付された対象施設整備項目表（別記第2号様式、第2号の2様式又は第2号の3様式）及び写真により検査するものとする。

2 前項の検査は、写真により履行確認できる範囲において行うものとする。

3 区長は、前2項の規定にかかわらず特に必要と認めた場合は、実地検査を行うことができる。

（整備基準適合証の交付）

第11条 特定整備主は、対象施設を整備基準に適合させているときは、区長に対し、整備基準適合証（以下「適合証」という。）（別記第8号様式）の交付を請求することができる。この場合において、区長は、実地検査を実施するものとする。

2 前項の適合証の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書（別記第7号様式）に当該対象施設が整備基準に適合していることを明らかにする図書を添付して行うものとする。

3 区長は、実地検査の実施により当該対象施設が整備基準に適合すると認めた場合は、適合証を交付するものとする。

4 区長は、適合証の交付の請求があった場合におい

て、不交付を決定したときは、請求者に、整備基準適合証不交付決定通知書（別記第9号様式）により、理由を付して通知するものとする。

5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった対象施設が、増築等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(既存の対象施設に対する報告の徴収)

第12条 区長は、既存の対象施設に対し、この要綱の整備基準の適合状況について報告を求めることができる。

(アクセスibil認定証)

第13条 対象施設のうち、相当程度のバリアフリー化がなされた建築物等の特定整備主に対して、特定整備主の請求により、別に定める基準に基づきアクセスibil認定証（別記第10号様式）を交付するものとする。

2 区長は、前項の規定に基づきアクセスibil認定証を交付しようとするときは、実地検査を行うものとする。

3 区長は、第1項のアクセスibil認定証を交付する場合、請求により国際シンボルマークのプレートを併せて交付することができる。

(特定都市施設に対する補足的措置)

第14条 第6条第5項から第7項まで、第9条及び第10条の規定は、条例第17条に定める特定都市施設について準用する。

(国、都、区等の適用除外)

第15条 国、都、区等については、第6条から第14条までの規定は適用しない。

(雇用環境の整備)

第16条 建築物所有者等は、高齢の人、障害のある人等が円滑に就業し、又は就業し続けることができるように整備基準を参考として自主的に雇用環境のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の整備を進めるものとする。

2 区長は、必要と認めた対象施設について、別に定める雇用環境点検表（別記第11号様式）により自主的に雇用環境のバリアフリー化の整備を点検し、区長に提出することを要請できるものとする。

(環境保全に貢献する設備、材料等の使用)

第17条 建築物所有者等は、この要綱に規定する整備

を行う場合は、新エネルギーの導入、省資源・省エネルギー設備の設置、再生製品の使用、再利用の容易な材料を使用すること等により環境への負荷をできるだけ軽減するよう努めるものとする。

(対象施設の適正な管理)

第18条 建築物所有者等は、この要綱に基づく整備について、常に適正な維持管理を行い高齢の人、障害のある人等その他の利用者の安全に細心の注意を払うものとする。

(調査、研究の推進)

第19条 区長は、建築物等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の整備について、調査及び研究を推進するものとする。

(情報の提供)

第20条 区長は、この要綱に基づいて整備された対象施設を広く区民に周知するために情報の提供に努めるものとする。

(適確な方針の設定)

第21条 区長は、利用者の要望、新製品の開発等の建築環境の変化その他の諸事情に適確に対応するために時宜に応じて、新たに整備方針その他の指導方針を設定できるものとする。

(雑則)

第22条 この要綱の施行について必要なその他の事項については、区長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成5年6月25日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成8年9月15日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大田区福祉のまちづくり整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に建築確認申請等の手続を行ったものについて適用し、施行日前に建築確認申請等の手続を行ったもの及びこの要綱による改正前の大田区福祉のまちづくり整備要綱第8条第1項の規定による特定建築物の届出

を行ったものについては、なお従前の例による。

付 則（平成26年 3月20日25まま発第11777号）

- 1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大田区福祉のまちづくり整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に届出を行ったものについて適用する。

付 則（平成28年12月26日28ま計発第11731号）

- 1 この要綱は、平成29年 1月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大田区福祉のまちづくり整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に届出を行ったものについて適用する。

付 則（令和 3年 3月11日 2ま計発第12010号）

- 1 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用できるものとする。

付 則（令和 5年 3月20日 4ま審発第13105号）

- 1 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大田区福祉のまちづくり整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に届出を行ったものについて適用する。

別表第1（公共的な建築物に関する整備基準）

1 移動等円滑化経路等

〔1〕 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（（4）に掲げる場合にあつては、そのすべて）を移動等円滑化経路等とすること。

（1） 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合。

道等から当該利用居室までの経路。

（2） 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合。

利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路。

（3） 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合。

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路。

（4） 建築物が公共用歩廊である場合。

その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）。

〔2〕 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 出入口

移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

（1） 幅は、85cm以上とすること（（2）に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。

（2） 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。

（3） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

3 廊下等

〔1〕 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

（1） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

（2） 階段又は傾斜路（階段の代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分に次に掲げるものである場合は、この限りでない。

ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

イ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。

〔2〕 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

（1） 幅は、140cm以上とすること。

（2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（3） 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合を除く。）。

4 階段

〔1〕 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。

（1） 段がある部分に、手すりを設けること。

（2） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

（3） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

（4） 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

（5） 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分

が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

[2] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 踊場に手すりを設けること。

(2) けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。

(3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。

[3] 〔2〕の規定は、6の項〔1〕から〔8〕までに定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

(1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

イ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

ウ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。

エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの。

[2] 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、階段に代わるものにあつては140cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1を超えないこと。

(3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

(4) 手すりを設けること（〔1〕の(1)に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

(5) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(6) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

6 エレベーター及びその乗降ロビー

移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

[1] 籠は、利用居室、車椅子利用者用便房（車椅子利用者用客室に設けられるものを除く。）又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

[2] 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、建築物の床面積が5,000m²を超える場合は、90cm以上とする。

[3] 籠の奥行きは135cm以上とすること。

[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。

[5] 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

[6] 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

[7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

[8] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、〔1〕から〔7〕までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設

けるものにおいては、この限りでない。

(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。

ア 文字等の浮き彫り

イ 音による案内

ウ 点字及びア又はイに類するもの

(3) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

[9] 籠内には、防犯及び非常時のため、吹鳴機能を持つ警報装置等を設けること。

[10] 籠及び昇降路の戸には、籠内の防犯、事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設けること。ただし、乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合は、この限りでない。

7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。

[1] エレベーターにあつては、次に掲げるものであること。

(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。

(2) 籠の幅は、70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。

(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

[2] エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

8 便所

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] [1]の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、

次に掲げるものとする。

(1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応設備）を設けた便房を1以上設けること。

(3) 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(4) 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

[3] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。

9 浴室等

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] [1]の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(3) 出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、85cm以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

10 宿泊施設の客室

[1] 宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を1以上設けること。

[2] 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものと

すること。

(1) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子利用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

〔ア〕 便所内に、次に掲げる構造の車椅子利用者用便房を設けること。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

〔イ〕 車椅子利用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、80cm以上とすること。

(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(2) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

〔ア〕 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。

(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。

〔イ〕 出入口は、(1)の〔イ〕に掲げるものであること。

11 観覧席・客席

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

〔1〕 車椅子使用者のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、1以上設けること。

〔2〕 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。

12 敷地内の通路

〔1〕 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

〔ア〕 手すりを設けること。

〔イ〕 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

〔ウ〕 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

〔ア〕 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

〔イ〕 その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

〔2〕 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、140cm以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

イ 勾配は、20分の1を超えないこと。

ウ 手すりを設けること。

エ 両側に側壁又は立ち上りを設けること。

オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(4) 道路から敷地内に至る通行動線上は、車椅子使用者等の通行の支障とならないよう、その平坦性を確保するため、次に掲げるものであること。

ア 道路端部には、5mmを超える段差を設けないこと。

イ L型側溝又は縁石等（以下「L型側溝等」という。）がある場合は、切下げ等を行い当該L型側溝等により生じる段差を2cm以下とす

ること。

[3] 1の項〔1〕の(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により〔2〕の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項〔1〕の(1)中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。

13 駐車場

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。

[2] 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、350cm以上とすること。

(2) 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。〔3〕において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

[3] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けること。

14 標識

移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けること。

[1] 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。

[2] 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

15 案内設備

[1] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

[2] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレ

ベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。

(1) 文字等の浮き彫り

(2) 音による案内

(3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの

[3] 案内所を設ける場合には、〔1〕及び〔2〕の規定は適用しない。

16 案内設備までの経路

[1] 道等から15の項〔2〕の規定による設備又は15の項〔3〕の規定による案内所までの経路

（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にするものとする。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が〔2〕に定める基準に適合するものである場合。

(2) 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。

[2] 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。

(1) 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(2) 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

[ア] 車路に近接する部分。

[イ] 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分は除く。）。

(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

(イ) 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

(ウ) 段がある部分若しくは傾斜がある部

分と連続して手すりを設ける踊場等。

17 公共的通路

都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の1以上は、次に掲げる構造とすること。

〔1〕 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。

（1） 通路の幅は、200cm以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。

（2） 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

〔ア〕 手すりを設けること。

〔イ〕 その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

〔ウ〕 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

〔エ〕 勾配は、20分の1を超えないこと。

〔オ〕 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

〔カ〕 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

〔キ〕 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

（3） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

（4） 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

（5） 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の

階段とすること。

〔ア〕 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。

〔イ〕 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

〔ウ〕 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

〔エ〕 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250cm以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

〔オ〕 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

〔カ〕 けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。

〔キ〕 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。

〔2〕 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。

（1） 通路部分の幅は、200cm以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250cm以上とすること。

（2） 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

〔ア〕 手すりを設けること。

〔イ〕 その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

〔ウ〕 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを

超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが250cm以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。

[エ] 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

[オ] 勾配は12分の1を超えないこと。

[カ] 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

[キ] 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

[ク] 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(4) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。

[ア] 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。

[イ] 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

[ウ] 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

[エ] 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

[オ] 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

[カ] けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。

[キ] 階段の幅(当該階段の幅の算出に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)は、120cm以上とすること。

別表第2（共同住宅等に関する整備基準・床面積
2,000m²未満）

1 特定経路

〔1〕 次に掲げる経路のうち、それぞれ1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路」という。）にすること。

- （1）共同住宅等においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅等にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路
- （2）共同住宅等に、多数の者が利用する居室を設ける場合においては、道等から当該居室までの経路

〔2〕 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 出入口

〔1〕 特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

- （1）幅は、80cm以上とすること。
- （2）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- （3）オートロック開閉装置を設置する場合には、操作盤等を車椅子使用者が利用できる高さ（1m程度）に設定すること。

3 廊下等

〔1〕 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

- （1）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

〔2〕 特定経路を構成する廊下等は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- （1）幅は、120cm以上とすること。
- （2）50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- （3）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

4 階段

〔1〕 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。

- （1）段がある部分に、手すりを設けること。
- （2）表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げる。

（3）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

（4）段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

（5）主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

〔2〕 多数の者が利用する階段のうち1以上は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- （1）踊場に手すりを設けること。
- （2）けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。
- （3）階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。

〔3〕 〔2〕の規定は、6の項〔1〕から〔7〕までに定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

〔1〕 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- （1）勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜路がある部分には、手すりを設けること。
- （2）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- （3）その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

〔2〕 特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- （1）幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
- （2）勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- （3）高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

- (4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

6 エレベーター及びその乗降ロビー

特定経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

- [1] 籠は、各住戸、車椅子利用者用便所又は車椅子利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- [2] 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
- [3] 籠の奥行きは、115cm以上とすること。
- [4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。
- [5] 内籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- [6] 内籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- [7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- [8] 内籠内には、防犯及び非常時のため、吹鳴機能を持つ警報装置等を設けること。
- [9] 籠及び昇降路の戸には、籠内の防犯、事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設けること。ただし、乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合は、この限りでない。

7 敷地内の通路

- [1] 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。
 - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (2) 段がある部分は、次に掲げるものである。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ウ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - (3) 傾斜路は、次に掲げるものである。
 - ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に

識別できるものとする。

- [2] 特定経路を構成する敷地内の通路は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものである。
 - (1) 幅は、120cm以上とすること。
 - (2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (4) 傾斜路は、次に掲げるものである。
 - ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - エ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
 - オ 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - (5) 道路から敷地内の通路に至る通行動線上は、車椅子利用者等の通行の支障とならないよう、その平坦性を確保するため、次に掲げるものである。
 - ア 道路端部には、5mmを超える段差を設けないこと。
 - イ L型側溝又は縁石等（以下「L型側溝等」という。）がある場合は、切下げ等を行い当該L型側溝等により生じる段差を2cm以下とすること。
- [3] 1の項[1]に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により[2]の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項[1]中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

別表第2の2（共同住宅に関する整備基準・床面積
2,000m²以上）

1 特定経路等

〔1〕 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上及び各住戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にすること。

〔2〕 次に掲げる経路のうちそれぞれ1以上には、本表の特定経路等に係る規定及び別表第1のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。

(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合においては、道等から当該利用居室等までの経路

(2) 8の項〔2〕（1）に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設ける場合においては、利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

(3) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路

〔3〕 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 出入口

〔1〕 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口（特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は次に掲げるものとする

こと。

(1) 幅は、85cm以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

〔2〕 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする

こと。

(1) 幅は、85cm以上とすること（（2）に掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられたものを除く。）。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。

(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構

造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) オートロック開閉装置を設置する場合には、操作盤等を車椅子使用者が利用できる高さ（1m程度）に設定すること。

3 廊下等

〔1〕 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする

こと。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる

こと。

(2) 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設

すること。

〔2〕 特定経路等を構成する廊下等は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする

こと。

(1) 幅は、140cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。この場合、50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける

こと。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

4 階段

〔1〕 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする

こと。

(1) 踊場を含めて、手すりを設ける

こと。

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる

こと。

(3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする

こと。

(4) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とする

こと。

(5) 段がある部分の上下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設

すること。ただし、当該踊場が250cm以下の直進のものである場合においては、この限りでない。

(6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

〔2〕 多数の者が利用する階段のうち1以上は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする

こと。

(1) 踊場を含めて、両側に手すりを設けるこ

- と。
- (2) けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。
- (3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上とすること。
- [3] [2]の規定は、別表第1の6の項〔1〕から〔8〕までに定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
- 5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路
- [1] 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。
 - (1) 手すりを設けること。
 - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- [2] 特定経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - (2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (3) 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - (4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - (5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- 6 エレベーター及びその乗降ロビー
 - 特定経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
 - [1] 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。
 - [2] 籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - [3] 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。
 - (1) 奥行きは、135cm以上とすること。
 - (2) 幅は、140cm以上とすること。
 - (3) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。
 - [4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全性を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。
 - [5] 籠内及び乗降ロビーは、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。
 - (1) 文字等の浮き彫り
 - (2) 音による案内
 - (3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの
 - [6] 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - [7] 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
 - [8] その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。
 - [9] 戸数が100戸以上の場合には、籠内に防犯カメラを設置すること。
 - [10] 籠内には、防犯及び非常時のため、吹鳴機能を持つ警報装置等を設けること。
 - [11] 籠及び昇降路の戸には、籠内の防犯、事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設けること。ただし、乗降ロビー及び籠内に、籠内の映像を表示する装置等を設ける場合は、この限りでない。
 - [12] エレベーターの各階出入口の乗り場ボタンの前に点状ブロック等を設置すること。
- 7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機
 - 特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交

通省告示第1492号第1第1号に規定するものは、次に掲げる構造とすること。

- (1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。
- (2) 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
- (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。

8 便所

[1] 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] [1]の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

- (1) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用車用便房を1以上設けること。
 - ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
 - エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
- (2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応設備）を設けた便房を1以上設けること。

[3] 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 床面には段差を設けないこと。
- (2) 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
- (3) 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。

[4] 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。

9 浴室等

[1] 多数の者が利用する浴室等を設ける場合に

は、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] [1]の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、85cm以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

10 敷地内の通路

[1] 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ウ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - エ 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来たす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。
- (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

[2] 特定経路等を構成する敷地内の通路は、[1]に掲げるもののほか、次に掲げるものである。

- (1) 幅は、135cm以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上とすることができる。
- (2) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構

造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、段に代わるものにあつては135cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

イ 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、8分の1以下、高さが75cm以下のもの又は敷地の状況によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。

ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

エ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

オ 高さが75cmを超えるものにあつては、75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

(5) 道路から敷地内の通路に至る通行動線上は、車椅子使用者等の通行の支障とならないよう、その平坦性を確保するため、次に掲げるものであること。

ア 道路端部には、5mmを超える段差を設けないこと。

イ L型側溝又は縁石等（以下「L型側溝等」という。）がある場合は、切下げ等を行い当該L型側溝等により生じる段差を2cm以下とすること。

[3] 1の項〔1〕に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により〔2〕の規定によるのが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項〔1〕中「道等」とあるのは「当該共同住宅の車寄せ」とする。

[4] 1の項〔2〕に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により別表1の12の項〔2〕及び本表10の項〔2〕の(4)オの規定によるのが困難である場合における規定の適用については、1の項〔2〕中「道等」とあるのは「当該共同住宅の車寄せ」とする。

11 駐車場

[1] 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。

[2] 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、350cm以上とすること。

(2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。〔3〕において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

[3] 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。

12 標識

移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けること。

[1] 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。

[2] 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

13 案内設備

[1] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

[2] 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(1) 文字等の浮き彫り

(2) 音による案内

(3) 点字及び(1)又は(2)に類するもの

[3] 案内所を設ける場合には、〔1〕及び〔2〕の規定は適用しない。

14 案内設備までの経路

[1] 道等から13の項〔2〕の規定による設備又は13の項〔3〕の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にするものとする。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が〔2〕に定める基準に適合するものである場合。

〔2〕 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものとする。

(1) 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

ア 車路に近接する部分

イ 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分は除く。）。

- ① 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ② 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ③ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

15 公共的通路

公共的通路〔都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空き地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分〕の1以上は、次に掲げる構造とすること。

〔1〕 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。

(1) 通路の幅は、200cm以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。

(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回

る場合等地形状やむを得ない場合は、この限りでない。

ア 手すりを設けること。

イ その前後の通路と色の明度、色相又は彩度の大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

エ 勾配は、20分の1を超えないこと。

オ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

カ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

キ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる150cm以上の平坦な部分を設けること。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(4) 当該敷地外の道路又は公共通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。

ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250cm以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

カ けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。

キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たって

は、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)は、120cm以上とすること。

[2] 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。

(1) 通路部の幅は、200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250cm以上とすること。

(2) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

ア 手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 傾斜路がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが250cm以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。

エ 幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

オ 勾配は、12分の1を超えないこと。

カ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(4) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(5) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の

階段とすること。

ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段差を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場(250cm以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

オ 主たる階段は、回り階段でないこと。回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

カ けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。

キ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)は、120cm以上とすること。

別表第3(要綱第4条関係) 大田区福祉のまちづくり整備要綱の対象施設及び整備項目一覧表

	対象施設の名称	要:福祉のまちづくり整備要綱に基づき整備要綱に基づき届出が必要ない部分			届出が必要となる整備項目(●)																		
		200㎡	500㎡	1500㎡	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	
		床面積(以上～未満)			及び移動円定経路等	出入口	廊下等	階段	傾斜路	エレベーター及びエレベーター	特殊な構造又は他の昇降機	便所	ベビーベッド	ベビーチェア	浴室等	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路
1	共同住宅等 ※共同住宅等のうち、寄宿舎又は下宿、その他これらに類する施設で、その用途に供する床面積が2,000㎡以上のものを除く。				要	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
2	興行施設 劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設				要	●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●
3	集会施設 集会場(冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)				要	●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●	●
4	展示施設等 展示場その他これらに類する施設				要	●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●	●
5	物品販売業を営む店舗等卸売市場					●	●	●	●	●	●	●						●	●	●	●	●	●
6	宿泊施設 ホテル又は旅館その他これらに類する施設					●	●	●	●	●	●	●			●	●		●	●	●	●	●	●
7	事務所 事務所(他の施設に附属するものを除く。)					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
8	運動施設又は遊技場等 体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場その他これらに類する施設					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
9	公衆浴場 公衆浴場					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
10	飲食店等 料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
11	工業施設 工場その他これらに類する施設					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
12	自動車関連施設 自動車の停留又は駐車のための施設					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
13	公共用歩廊 公共用歩廊					●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●